

○国土交通省告示第二百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年三月十七日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道42号改築工事「那智勝浦道路」

第3 起業地

1 収用の部分 和歌山県新宮市三輪崎字峯、字源ヶ林、字立石、字堀切、字間谷及び字清水、佐野字高、字須ヶ原、字切杭、字井関ノ後、字市梨及び字山田並びに木ノ川字袋作り、字立石、字道石及び字西ノ森地内

同県東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字寺前、字寺の下、字不茈及び字峰、大字狗子ノ川字楠谷及び字阪東、大字川関字下夕建石、字蛇田、字尾亀、字五百田、字岩本、字一貫田、字稲地ヶ谷、字腰前、字丹土、字勝山、字松ノ本、字下モフケ、字中上ミ、字中村丸山ノ前、字中村前田、字中村藤倉、字中村上ハ平、字熊谷及び字下モ川面ラ、大字浜ノ宮字中須ユリ口、字中須江崎及び字中須岩本並びに大字天満字大谷小谷地内

2 使用の部分 和歌山県新宮市三輪崎字立石、字間谷及び字清水、佐野字高、字須ヶ原、字切杭、字井関ノ後、字市梨及び字山田並びに木ノ川字袋作り、字立石、字道石及び字西ノ森地内

同県東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字万野、字寺前、字寺の下、字不茈及び字峰、大字狗子ノ川字楠谷及び字阪東、大字川関字下モ立花坂、字滝ヶ谷、字上エ建石、字下夕建石、字蛇田、字尾亀、字五百田、字岩本、字一貫田、字稲地ヶ谷、字腰前、字丹土、字勝山、字松ノ本、字下モフケ、字中上ミ、字中村丸山ノ前、字中村前田、字中村藤倉、字中村上ハ平及び字下モ川面ラ並びに大字浜ノ宮字中須ユリ口地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県新宮市三輪崎字峯地内から同県東牟婁郡那智勝浦町大字天満字大谷小谷地内までの延長約8.9kmの区間（以下「本件区間」という。）における一般国道42号改築工事「那智勝浦道路」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道42号は、静岡県浜松市を起点とし、愛知県から三重県を経て紀伊半島沿岸部の主要都市を連絡して和歌山県和歌山市を終点とする延長約529.8kmの重要な幹線道路である。このうち、紀伊半島沿岸部における自動車交通は、他に主要幹線道路がないことから、本路線に依存しており、地域住民の日常生活・通勤等の利用はもとより、主要都市間の物流・観光等にも重要な役割を果たしている。

本件区間に係る一般国道42号（以下「現道」という。）は、新宮市と東牟婁郡那智勝浦町の市街地を結ぶ唯一の幹線道路であり、物流・観光等による通過交通と地域内交通が混在しているところ、幅員が一部狭小な2車線道路であり、慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道内の交通量は、新宮市佐野地内において15,755台/12h、混雑度1.30となっている。また、和歌山県渋滞対策協議会が策定した「和歌山県第3次渋滞対策プログラム」において、荒坂津神社前交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成11年9月に起業者が実施した調査によると、朝夕のラッシュ時には荒坂津神社前交差点を起点として三重県方面へ1,700mの渋滞長が確認されている。

一方、新宮市及び東牟婁郡那智勝浦町周辺には熊野三社や和歌山県有数の勝浦温泉等、観光資源が数多くあり、両市町には合わせて年間約300万人の観光客が訪れている。このため観光シーズンにおいては、自動車交通が集中し、平成10年8月に起業者が行ったお盆期間の調査では、和歌山県新宮市三輪崎地内で、荒坂津神社前交差点を起点として三重県方面へ3,300mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間における交通の分散が図られ、現道の交通渋滞が緩和され、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、和歌山県が平成2年12月に環境影響評価を実施し、環境基準等を満足すると評価されている。さらに、計画交通量の増加に伴い、起業者が平成15年2月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、環境影響評価を任意に再度実施したところ、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認

められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は、平成2年12月7日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の市町の長及び議会議長からなる一般国道42号那智勝浦・新宮道路建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県新宮市役所及び同県東牟婁郡那智勝浦町役場